

第5号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

(1) 過怠金の利率に関する変更（第26条）

定款で定める出資および経費分担の過怠金の利率は年36.5%である。この利率は現在の諸金利と比べて高率になっていると思われるため、利息制限法に定める遅延損害金の利率の元本100万円以上の場合と同率とするための変更を行う。

(2) リスク管理債権の用語・定義に関する変更（第52条）

農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたことをふまえ、所要の変更を行う。

(3) 理事会の決議事項に関する変更（第52条）

令和元年会社法整備法による農協法改正により、JAと役員等との間の補償契約および役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされた。また、補償契約に基づく補償をした理事および当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされた。

以上をふまえ、所要の変更を行う。

(4) 預金施設見直しに関する変更（第57条）

令和5年3月1日より、JAから信連の預け入れの枠組み（預金施設）の見直しが予定されている。このため、預け金に運用する総額（信連への預入義務額）を「余裕金基準」（余裕金総額の2/3以上）から「貯金基準」（総貯金の1/2以上）に変更するため、所要の変更を行う。

2. 新旧対照表

新	旧
<p>第4章 出資及び経費分担 (過怠金)</p> <p>第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込額又は未納金額につき年 <u>20</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。</p>	<p>第4章 出資及び経費分担 (過怠金)</p> <p>第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込額又は未納金額につき年 <u>36.5</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。</p>
<p>第7章 理事会 (理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1) ~ (12) [略]</p> <p>(13) 不良債権(農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める<u>破産更生債権</u>及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。)の処理の方針に関する事項</p> <p>(14) ~ (24) [略]</p> <p><u>(25) 法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p><u>(26) 法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p><u>(27) 前各号に定めるものほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 ~ 4 [略]</p> <p><u>5 第1項第25号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第7章 理事会 (理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1) ~ (12) [略]</p> <p>(13) 不良債権(農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める<u>破綻先債権</u>、<u>延滞債権</u>、<u>3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権</u>並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。)の処理の方針に関する事項</p> <p>(14) ~ (24) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(25) 前各号に定めるものほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 ~ 4 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>第8章 会計 (余裕金の運用)</p>	<p>第8章 会計 (余裕金の運用)</p>

新	旧
第 57 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 (1) ~ (5) [略] 2 ~ 3 [略]	第 57 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 (1) ~ (5) [略] 2 ~ 3 [略]
4 この組合が第 1 項第 1 号の規定により高知県信用農業協同組合連合会への預け金に運用する総額は、この組合の <u>受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の 2 分の 1</u> を下ってはならない。 <u>ただし、その合計額の 2 分の 1 に相当する金額が、高知県信用農業協同組合連合会との間で個別に取り決めた金額を超えることとなる場合においては、上記の割合を 4 分の 1 まで引き下げる</u> ことができる。	4 この組合が第 1 項第 1 号の規定により高知県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫への預け金に運用する <u>余裕金の総額</u> は、この組合の <u>余裕金総額の 3 分の 2</u> を下ってはならない。
5 [略]	5 [略]
<u>附則</u> [令和 4 年 6 月 28 日変更]	<u>〔新設〕</u>
1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。 〔令和 4 年○月○日認可〕	
2 前項の規定にかかわらず、変更後の第 57 条第 4 項の規定は、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。	